

いじめ防止対策基本方針



さくら市立喜連川中学校

いじめ防止基本方針

【目次】

はじめに

- I いじめ防止等のための対策の基本的な考え方
 - 1 基本的な考え方
 - 2 いじめ防止のためのさくら市・本校のめざすもの
 - 3 いじめ防止のための基本方針
- II 具体策
 - 1 いじめ防止に関する学校組織
 - (1) 構成メンバー
 - (2) 取組内容
 - (3) 生徒指導連絡会議開催にあたって
 - 2 いじめの未然防止についての具体的な方策
 - (1) 学級経営の充実
 - (2) 学習指導の充実
 - (3) 道徳の充実
 - (4) 生徒会活動の充実
 - (5) 部活動の充実
 - (6) 相談体制
 - (7) 生徒指導の体制の充実
 - (8) 情報モラル授業の充実
 - (9) 保護者や地域との連携の充実
 - 3 早期発見
 - 4 いじめへの対処（いじめ防止・いじめ防止プログラム）
 - (1) 全体への共通理解・情報の共有
 - (2) いじめ対策校内委員会
 - (3) 委員会の役割
 - 5 重大事態への対処
 - (1) 調査組織の設置
 - (2) 重大事態の取扱について
 - (3) 保護者への説明
 - 6 各系の役割
 - (1) 情報収集・調整・対応
 - 7 組織図

I いじめ防止等のための対策の基本的な考え方

1 いじめの防止についての基本的な考え方

いじめは、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為である。どの生徒も被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、教職員は日頃から些細な兆候を見逃さないように努め、担任等が問題を一人で抱え込んでしまわないよう、学校全体で組織的に指導に当たる。

何より学校は、生徒が教職員や周囲の友人と信頼できる関係の中で、安心・安全に生活できる場である。大切にされているという実感を生徒一人一人がもつと共に、お互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員として自覚と自信を身に付けることができる学校づくりや、様々な体験活動を通して人間的に成長できる取組の充実を図る。

(1) いじめの定義

【平成 25 年 いじめ防止対策推進法 第二条（定義）より】

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が、心身の苦痛を感じているものをいう。

※「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

2 いじめ防止のために、市・本校のめざすもの

本市では、「いじめはしない・させない・ゆるさない」の考えを基本に、「いじめは早期発見・早期対応が重要」の姿勢で、市（教育委員会を含む）、学校、家庭や地域関係機関などの連携により、いじめの防止等に取り組む。

学校教育目標・方針・努力点をふまえた上で、一人一人の生徒についての理解を深め、一人一人に存在感、有能感を感得させ、自己実現を図る。また、生徒の変化を敏感にとらえ、問題行動等に迅速に対応する。

3 いじめ防止のための基本方針

- (1) 生徒理解を深め、一人一人の生徒の成長に対しての温かな援助・指導を推進する。
- (2) 基本的な生活習慣を身に付けさせ、よりよい学校生活を送るためのぬくもりのある人間関係の育成と向上を図る。
- (3) いじめへの対応を強化し、いじめの根絶に努める。
- (4) 教師相互、家庭・地域社会、並びに関係諸機関との連携を密にし、生徒の問題の早期発見と早期解決に努める。
- (5) 学校評価において、学校におけるいじめ防止等のための取組状況（自己評価、アンケート、個人面談、校内研修等の実施状況）を評価項目に位置づけることを規定する。
⇒年間を通じたいじめの早期発見、事案対処、校内研修等の取組を位置付ける。
- (6) 再発防止策の検討
基本方針の策定から 3 年をめぐりに見直しを検討する。

II 具体策

1 いじめ防止に関する組織的な取組

(1) 構成メンバー

校長・教頭・教務主任・生徒指導主事・各学年主任・教育相談担当・その他随時

(2) 取組内容

① 各学年の生徒の生活実態と問題点の提起と対策協議

ア 状況把握

- 各学年の、生徒の生活状況（あいさつ、時間、公共物、友人関係等）について
- 保護者からの要望や依頼、情報提供について
- 地域や他機関からの情報提供について

イ 学年内での取組方針について

ウ 問題点整理

エ 対策協議

② 各指導係（教育相談担当・交通）からの状況報告と問題点の提起と対策協議

ア 状況把握 イ 係として、対策をどのように考えているか

ウ 問題点整理 エ 対策協議 オ 組織的対応

③ その他生徒の全般的な生活指導についての協議

(3) 生徒指導連絡会議開催にあたって

(ア) 構成メンバー

校長・教頭・教務主任・生徒指導主事・各学年主任・教育相談担当・主任

(イ) 取組内容

以下のような手順で、全職員の意見を反映させる。

水曜日 →→→→→→→→→→ 木曜日 →→→→→→→→→→ 金曜日（次回まで）

・生徒指導連絡会議 ・指導内容の確認と指示 ※運営委員会・職員会議へ提案

(ウ) 問題発生時の連絡

問題行動の把握 → 学年主任 → 生徒指導主事 → 教頭→校長

(エ) 指導体制の協議と連絡及び協力依頼



(オ) 原則

- ① 事実に対しては速やかに連絡し、秘密主義をとらない。
- ② 問題が発生した場合、速やかに事実を確認し、臨時の生徒指導委員会を招集する。
※ 委員会では、各問題行動の対処について十分協議し指導体制をつくり、問題行動を起こした生徒が自己修正できるような指導の在り方を検討する。
- ③ 生徒の伝えた事実を評価する。
- ④ 組織力で対応する。（個人で抱え込まない）
- ⑤ 担任が指導しやすい体制を組む。

(カ) いじめ対策校内委員会について

- ① 目的 いじめやいじめにつながる事案についての共通理解と対応方針の決定
- ② 参加者 生徒指導部会の部員・関係担任・教科担任
- ③ 開催時期 随時

(キ) 校内研修

「いじめに関する校内研修マニュアル」等を活用した校内研修を実施する。

『いじめに対する措置』

- ① いじめに係わる相談を受けた場合は、速やかに事実の有無の確認を行う。
- ② いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた生徒・保護者に対する支援と、いじめを行った生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- ③ いじめを受けた生徒が、安心して教育を受けられるための必要があると認められる時は、保護者と連携を図りながら一定期間、別室等において学習を行わせる措置を講ずる。
- ④ いじめの関係者間における争いを生じさせないよう、いじめの事案に係わる情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。
- ⑤ 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び所轄警察等と連携して対処する。

(ク) いじめ防止に対する特に配慮が必要な生徒についての対応

学校として特に配慮が必要な生徒については、日常的に当該生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うと共に、保護者と連携、周囲の生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

- a 発達障害を含む、障害のある生徒がかかわるいじめ
- b 海外から帰国した生徒や外国人の生徒、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる生徒への言語や文化の差からのいじめ
- c LGBT（性同一性障害や性的指向・性自認）に係る生徒に対するいじめ
- d 東日本大震災により被災した生徒又は原子力発電所事故により避難している生徒へのいじめ
- e 感染症等の感染者や濃厚接触者、感染症対策や治療にあたっている医療従事者等に係る生徒に対しての偏見やいじめ

(ケ) いじめ防止等の取組の評価と改善

学校評価や教職員評価を踏まえて、関係機関等から指導・助言、学校運営の改善支援、地域ぐるみで解決する仕組みづくりの推進を図っていく。

2 いじめの未然防止についての具体的な方策

(1) 学級経営の充実

- 帰属意識と規範意識の高い学級をつくる工夫
- Q-U調査の分析と効果的な活用
- 課題を見つける力、課題解決に向かう力を育成する学級活動の工夫
- 自尊感情、自己有能感、自己肯定感を高める工夫
- 『生活ノート』を通しての教師と生徒との心の交流

(2) 学習指導の充実

- 1時間ごとの授業におけるねらいの明示
- わかる・できる・楽しい授業の実践
- 対話・創作・表現活動等を取り入れた授業の工夫
- 授業の受け方についての基本姿勢の習慣化
- 豊かな情操や他人とのコミュニケーション能力、読解力、思考力、判断力等を育むための読書活動の充実
- 週末課題・朝テスト・学びの時間の実施

(3) 道徳教育の充実

- 道徳授業の確実な実施
- 生徒の心に響く道徳授業の工夫
- 学校の教育活動全体を通して道徳性を高める指導の実践（自分を大切にすること、他人を大切にすること、自分を生かすこと、他人を生かすことの指導の充実）

(4) 生徒会活動の充実

- 一人一人の生徒が主体的に活動できる場の設定と学校生活における課題を見い出す力の育成
- いじめ撲滅や命の大切さを呼びかける活動の推進
- 生徒会活動を通じた自治力、規範意識（あいさつの励行、きまりを守る等）の高揚
- 各委員会活動の充実
- 生徒集会を通して、他学年との交流の実施

(5) 部活動の充実

- 一人一人が主体的に活動し、全員で協力できる集団づくり
- 部活動を通じた規範意識（あいさつの励行、きまり・時間を守る等）の高揚
- 自尊感情、自己有能感、自己肯定感を高める工夫

(6) 相談体制の充実

- 定期的な教育相談の実施
- いつでも相談にのれるような、学級経営・雰囲気づくり
- 担任以外の教職員でも相談にのれるような雰囲気づくり
- スクールカウンセラーの効果的な活用

(7) 生徒指導体制の充実

- 生徒指導委員会の開催
- 休み時間や昼休みなど授業以外も教室・廊下等を生徒だけにしない。(職員が各学年の階の巡視を行いながら、コミュニケーションを深めることにより『いじめ』の早期発見・早期対応・早期解決につながる。)

(8) 情報モラル授業の充実

- ネット上のいじめ予防の取組(情報遮断力の育成)
- 各教科で、計画的・横断的に正しい情報モラルの推進に取り組む

(9) 保護者や地域等の連携の充実

- P T A各部からの理解と協力
- 家庭訪問(自宅確認)、三者懇談、期末P T A等を通しての保護者との信頼関係づくり
- いじめ情報をつかんだ場合の学校への連絡の依頼
- 家庭での基本的生活習慣の確立への協力依頼
- 民生委員との懇談の充実と協力依頼
- 小学校との連携の充実
- 各種巡回指導への積極的参加
- 関係機関との連携・協力
- 「ストップいじめ月間」の設定と啓発活動

*学業指導は、「集団で学ぶ」という学校教育の特質を生かして、生徒一人一人を成長させるという考え方に立つものであり、「学びに向かう集団づくり」と「子どもが意欲的に取り組む授業づくり」が大きな2本の柱になっている。実際の指導にあたっては、「集団づくり」と「授業づくり」のそれぞれのねらいを十分に意識した上で、相互の関連を図りながら、将来の自己実現につながる指導を展開する。

3 早期発見

*生徒に関する情報を全職員で共有することは、いじめ問題への具体的な取組の第一歩である。このため、日頃から生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、生徒が示す危険信号(サイン)を見逃さないようアンテナを高く持つ。合わせて、学校は定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、生徒が訴えやすい体制を整え、いじめの実態を把握に取り組む。

4 いじめへの対処（いじめ防止・いじめ防止プログラム）

（1）全体への共通理解・情報の共有

*教職員がいじめの情報を学校内で情報共有しないことは、いじめ防止対策推進法の規定に違反し得ることを明記

⇒ 法第23条第1項は、「学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われる時には、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校へ通報その他の適切な措置をとるものとする。」としており、学校の教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合には、速やかに、学校いじめ対策組織に対し当該いじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげなければならない。すなわち、学校の特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、学校いじめ対策組織に報告を行わないことは、同校の規定に違反し得る。

① 委員会報告の作成と配布

- 各学年・各係からの状況報告と今後の対策や指導方針について
- 決定事項の共通理解事項について

（2）いじめ対策校内委員会を中心に迅速に対応する。

（3）委員会の役割

① いじめの事実確認および情報の共有

a 速やかに（アンケート等も効果的に取る）

b 事実関係を明確にする。

- ・いつ（いつ頃）から
- ・誰から行われ
- ・どのような態様であったか
- ・いじめを生んだ背景事情
- ・生徒の人間関係にどのような問題があったか
- ・学校や教職員がどのように対応したかなどの事実関係を可能な限り網羅的に明確にする。この場合、因果関係の特定を急ぐべきでなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。

把握すべき情報例

- ★誰が誰をいじめているか？・・・「加害者と被害者の確認」
- ★いつ、どこで起きたのか？・・・「時間と場所の確認」
- ★どんな態様のいじめか？どんな被害を受けたのか？・・・「内容」
- ★いじめのきっかけは何か？・・・「背景と要因」
- ★いつ頃から、どれくらい続いているのか？・・・「期間」

注意事項

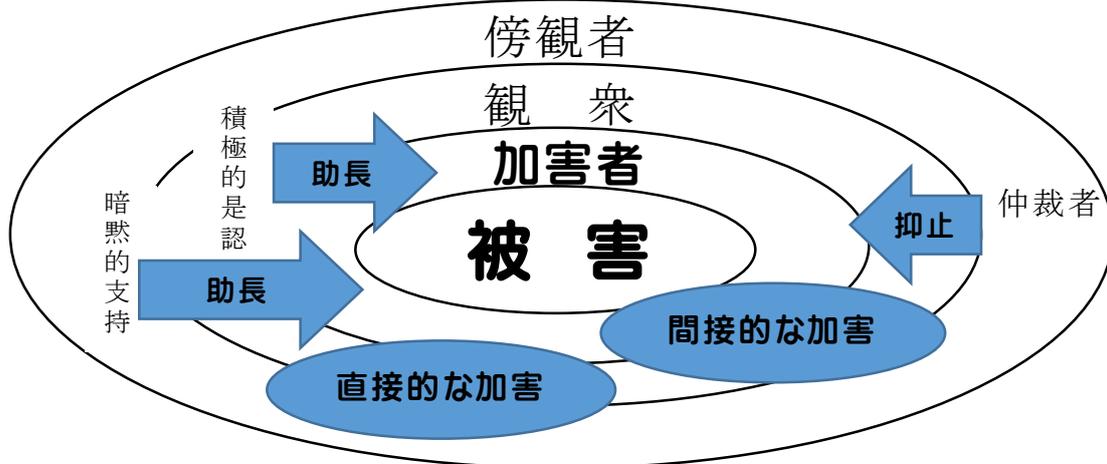
生徒の個人情報、取扱いには十分注意

c 事実に関しては秘密主義をとらない

d 朝の打合せで全職員に連絡するなど、周知・共通理解を図る。

- ② いじめを受けた生徒および保護者に対する支援内容の検討
- a 調査報告
 - b 学校としての対応
 - c 生徒・保護者への支援 ※つらい思いを受け止め、寄り添う立場で
 - d 事実関係を正確に把握し、冷静にじっくりと生徒の気持ちを受容し共感的に受け止め、心身の安定を図る。
 - e 「最後まで守ること。」「秘密を守ること。」を伝え、安心させる。
 - f 必ず解決できる希望が持てることを伝える。
 - g 自信を持たせる言葉かけ、自尊感情を高められるよう配慮する。
 - h 事実関係を正確かつ丁寧に保護者に伝える。
 - i 保護者の辛い気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止め、学校の指導方針を伝え、今後の対応について協議する。
 - j 継続して家庭と連携をとりながら、解決に向かって取組むことや生徒の様子を伝えていく。
 - k 家庭での些細な変化を気にかけてもらい、どのような些細なことでも相談してもらえるように伝える。
- ③ いじめを行った生徒に対する指導及びその保護者への助言内容の検討
- a 問題を起こす生徒の要因を探り、対策を具体化する。
 - b 問題を起こした生徒に対しては、指導しながらも人間的共感をもって接し、生徒の悩み、生きがいなどについてじっくり聞く。
 - c 納得と説諭による粘り強い指導を行う。
 - d 保護者に正確な事実を説明し、いじめられた生徒や保護者の辛く悲しい気持ちを伝え、よりよい解決を図ろうとする思いを伝える。
 - e 「いじめは、決して許されない行為である」という毅然とした姿勢を示し、事の重大さを認識してもらい、家庭での指導を要請する。
 - f 生徒の変容を図るために、今後の関わり方などを一緒に考え、在校中だけでなく、卒業後も見据えた指導をしていく。
- ④ 周囲の生徒に対して
- a いじめを見ていた生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。例え、いじめを止めることができなくても、誰かに知らせる勇気を持つように伝える。
 - b 「いじめは決して許されない」という毅然とした姿勢を学級・学年・学校全体に示す。
 - c いじめを見て見ぬふりをする行為も、いじめを肯定していると理解させる。
 - d いじめを訴えることは、正義に基づいた勇気であることを理解させるように指導する。
 - e はやし立てたり面白がったりする存在の「観衆」や、周囲で暗黙の了解を与えている「傍観者」の中からいじめを抑止する「仲裁者」が現れるよう、あるいは誰かに相談する勇気をもつよう指導する。【いじめの4層構造参照】

いじめ問題に対する基本的な考え方



いじめは、「被害者」と「加害者」だけの問題ではありません。周りではやし立てたり、喜んで見ている「観衆」は、いじめを積極的に是認する存在です。見て見ぬふりをする「傍観者」も、いじめを暗黙的に支持する存在であり、いじめられている子にとっては、支え（味方）にはなりません。したかつて、「観衆」も「傍観者」もいじめを助長する存在だといえます

⑤ いじめが犯罪行為と思われる場合の警察との連携

(文科省通知『早期に警察への相談・通報すべき事案について』)

⑥ ネット上のいじめの対応

近年、電子情報端末機器の普及に伴い、これまで以上に莫大な情報に容易に接する機会が増えてきている。こうした機器の利用について、大人の理解不足から対応が後手になることがあるため、教職員及び保護者が仕組みを理解し、未然防止に努める必要がある。また、生徒に対して適切にネット依存や情報モラルの指導ができる体制整備を進める必要がある。

保護者に伝えたいこと

(1) <未然防止の観点から>

- a 生徒が、使用するスマホ・携帯電話・パソコン・タブレット・音楽プレーヤーなどを管理するのは家庭であり、フィルタリングだけでなく、家庭において生徒を危険から守るためのルールづくりを行うこと。
- b インターネットへのアクセスは、「トラブルの入り口に立っている」という認識・知らぬ間に利用者の個人情報流出するといった新たにトラブルが起こりうるという認識をもつこと。
- c 「ネット上のいじめ」は、他の様々ないじめ以上に生徒に深刻な影響を与えることを認識すること。

(2) <早期発見の観点から>

- a 家庭では、メール・LINE等などを見た時の表情の変化など、トラブルに巻き込まれた生徒が見せる小さな変化を見逃さないようにする。

⑦ 対応後

いじめは、単に加害者の謝罪をもって安易に解消することはできない。いじめが「解消している状態」とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

(1) いじめに係わる行為が止んでいること。

- a 被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当期間とは、少なくとも3ヶ月を目安とする。
- b 学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害生徒の様子を含めて状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。
- c 行為が止んでいない場合は、改めて相当期間を設定し、いじめに対する再対処を行う。

(2) 被害生徒が、心身の苦痛を感じていないこと。

- a 被害生徒が、いじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められることを確認する。
- b 被害生徒本人及び保護者に対して、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。
- c 学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心な場所を確保する。
- d 学校いじめ対策組織においては、いじめの解消に至るまで被害生徒の支援を継続するため、支援内容・情報共有・教職員の役割分担を含む対処計画を策定し、確実に実行する。

5 重大事態への対処

(1) 調査組織の設置（法28条①）と調査の実施

○いじめにより、当該生徒の『生命、心身又は財産に重大な被害』が生じた疑いがあると認められた時、又、いじめより、当該生徒が『相当の期間（年間30日を目安とする）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められた時、重大事態への対処、発生防止に資するため、調査組織を設け、調査を行う。ただし、その場合は、さくら市教育委員会と連携を図りながら進めていく。

- ① 学校いじめ防止対策協議会を設置
- ② 教育委員会への報告
- ③ 学校いじめ防止対策協議会で調査（教育委員会からの支援を受ける）
- ④ 調査した結果を教育委員会へ報告
- ⑤ いじめを受けた生徒やその保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係について、適切な方法で説明
- ⑥ 学校は、重大事態が発生した場合には、関係のあった生徒が深く傷つき、学校の全校生徒や保護者や地域にも不安や動揺が広がり、時には事実に基づかない風評等が流れる場合もあるので、生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すためにスクールカウンセラーによるカウンセリングを実施する。

(2) 重大事態の取扱いについて、以下のことを徹底

- 重大事態は、事実関係が確定した段階で重大事態としての対応を開始するのではなく、「疑い」が生じた段階で調査を開始しなければならないこと。
- 被害生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立があった時は、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たること。
- 重大事態を範囲の明確化を図るため、重大事態として扱われたものの事例を示す。

⇒ ・軽傷で済んだものの、自殺を企図した。
・カッターで刺されそうになったが、咄嗟にバックを盾にしたため刺されなかった。
・嘔吐や腹痛などの心因性の身体的反応が続く。
・複数の生徒から金銭を要求され、総額1万円を渡した。
* これらを下回る程度の被害であっても、総合的に判断し重大事態と捉える場合があることに留意する。

(3) 一般保護者への説明

- PTAと協議のうえで、文書での通知または保護者会を開く。

6 各係の役割

(1) 情報収集・調整・対応（各学年主任・生徒指導主事）

① 生徒の生活状況の把握と提示

ア 各情報の整理と提示

イ 生活状況調査

ウ いじめ実態調査

エ 教育相談の実施

② 各関係機関との情報交換及び連携

いじめ防止対策委員会・・・・・・・・・・・・・・・・・・（生徒指導主事）

警察署・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（教頭・生徒指導主事）

学警連・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（校長）

さくら市こども政策課・・・・・・・・・・・・・・・・・・（校長・教頭）

さくら市教育委員会・・・・・・・・・・・・・・・・・・（校長・教頭）

塩谷南那須教育事務所・・・・・・・・・・・・・・・・・・（校長・教頭）

児童相談所・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（教頭・生徒指導主事）

裁判所・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（教頭・生徒指導主事）

少年鑑別所・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（教頭・生徒指導主事）

自立支援施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（教頭・生徒指導主事）

少年院・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（教頭・生徒指導主事）

民生児童委員・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（教頭）

青少年健全育成各種団体・・・・・・・・・・・・・・・・・・（教頭・生徒指導主事）

万引対応等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（生徒指導主事・学年主任・担任）

地域からの苦情対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・（教頭・生徒指導主事）

つばさ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（教育相談担当）

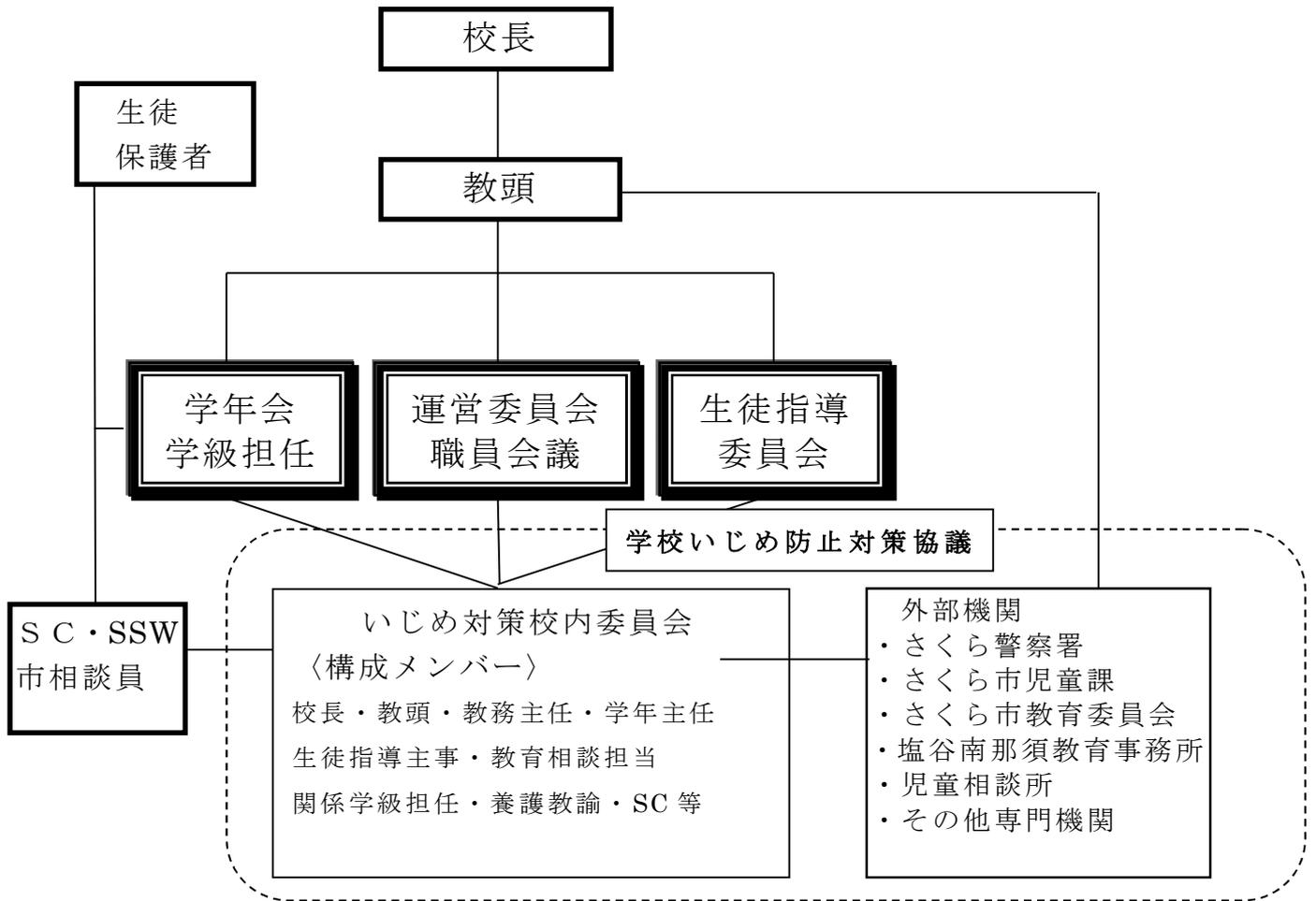
養徳園・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（教頭・学級担任）

校医・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（養護教諭）

給食センター・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・（給食主任）

その他生徒指導に関しての関係機関との連絡調整・・（教頭・生徒指導主事）

7 組織図

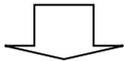


◆◆相談窓口◆◆

塩谷南那須教育事務所 いじめ・不登校等対策チーム相談電話『安心ダイヤル』0287-43-0609

○携帯電話等をめぐる問題	栃木県警察本部：県民相談室	028-627-9110
○非行等についての問題	宇都宮少年鑑別所	028-648-5062
○児童虐待	県北児童相談所	0287-36-1058
	矢板市：子ども課	0287-44-3600
	さくら市：こども政策課	028-681-1125
	那須烏山市：こども課	0287-88-7116
	塩谷町：保健福祉課	0287-45-1119
	高根沢町：こどもみらい課	028-675-6466
	那珂川町：子育て支援課	0287-92-1115
○心の問題	栃木県精神保健福祉センター	028-673-8785
	矢板健康福祉センター	0287-44-1296
	烏山保健福祉センター	0287-82-2231

「一人（一機関）で抱え込まない」
「疑わしきは通告と連携」



市町のネットワーク
チーム支援を



さくら市

SAKURA CITY